

2023年1月31日

会員各位

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
会長 一戸 隆男

## 2023年ビルメンテナンス議員連盟に対する「要望書」の回答について（ご報告）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊会が昨年11月にビルメンテナンス議員連盟に提出した「要望書」につきまして、回答を添付のとおり受理いたしました。今後、弊会では受理した回答に沿って適切な事業等活動を行って参ります。

特に、要望事項4「最低賃金の引き上げ、各種資材の高騰や原材料価格、電力等のエネルギー価格の高騰に伴い、年度途中であっても契約金額の変更ができるよう、お願いします」については、先にお知らせ（全協文書第B22-0109号）のとおり、ビルメンテナンス議員連盟のお力添えを得て厚生労働省、総務省より緊急通知が発出されました。なお、この通知を踏まえた価格交渉の実施状況と結果について、議員連盟や関係省庁等と共有する必要がありますので、3月末を目途に価格交渉の実態調査を実施させていただく予定としております。その際には、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、要望をお寄せいただいた地区協会に対しても、同様に適切な対応を行っていたり、通知しておりますので、ご所属の地区協会の活動にも注視していただければ幸いです。

敬具

## ■添付資料について（PDF）

ビルメンテナンス議員連盟からの文書を、そのまま掲載しております。

**要望事項1～8**

弊会から提出した要望事項です。

**回答**

ビルメンテナンス議員連盟を通じて得た関係省庁からの回答内容です。

**【総括・評価】**

上記の回答に対する、ビルメンテナンス議員連盟としての「総括・評価」です。

**【資料ダウンロード】**

[https://www.j-bma.or.jp/regularflight/20230123\\_kaitou.pdf](https://www.j-bma.or.jp/regularflight/20230123_kaitou.pdf)



・・・・・・・・・・・・・・ 【本件に関する問い合わせ先】 ・・・・・・・・・・・・・・

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

令和5年1月18日

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木下 雅俊 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男 殿

ビルメンテナンス議員連盟

会長 橋本 聖子

### 2023年度 業界課題に関する要望について

令和4年11月25日に全国ビルメンテナンス政治連盟より受けた要望に対し、議連所属の議員が各省庁関係部署へ交渉を行って参りました。

つきましては、ビルメンテナンス議員連盟として、各省庁との交渉による回答内容を精査し、各要望に対し別紙の通り報告致します。

**要望事項1 コロナ禍におけるビルメンテナンス業の存続・維持のための施策の充実について**

新型コロナウイルス感染症を想定した、新しい生活様式や全国旅行支援の実施など、Withコロナに向けた活動が始まっていますが、社会全般の経済活動に与える影響は未だ大きく、ビルメンテナンス業も例外ではありません。ひとたび経済活動が止まると、労働集約型産業である当業界は適正な人員配置が難しくなります。そのため雇用調整助成金の特例措置等及び産業雇用安定助成金のさらなる延長をお願いします。

**回答 厚生労働省 職業安定局 労働移動支援室**

**【雇用調整助成金について】**

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、前例のない雇用調整助成金の特例措置を講じることにより、事業主の雇用維持の取組を強力に支援してきました。
- 一方、令和4年10月の有効求人倍率（季節調整値）は、1.35倍と10ヶ月連続の上昇となり、コロナ前を上回る水準となっています。  
また、日銀短観においても、製造業・非製造業ともに人手不足感が高くなっています。先行きにおいても更なる人手不足感の高まりが予測されています。
- このように雇用情勢の改善が続いていることに加え、人への投資と労働移動の円滑化を実現していく観点から、今回の経済対策において、
  - ・雇用調整助成金については、業況の厳しい企業に配慮しつつ、通常制度へ移行するとの方針が決定されたところです。
- そのため、雇用調整助成金の特例措置については、
  - ①令和4年10月からの縮減に続き、
  - ②特に業況が厳しい企業について、令和4年12月から令和5年1月までの間、日額上限・助成率を通常制度よりも高くする等の経過措置を講じるとともに、
  - ③令和5年3月までの間、引き続き支給要件等の緩和を継続し、3段階で縮減を行うこととしています。
- なお、雇用調整助成金の特例措置の令和5年4月以降の取扱いについては、雇用情勢等を踏まえながら検討の上、改めてお知らせすることとしています。

### 【産業雇用安定助成金について】

- 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では事業活動の回復に遅れが見られています。
- そのため、人材を有効に活用するためにも、在籍型出向を活用した休業から就業（出向）への移行を効果的に支援することにより、円滑な労働移動を一層促進していく必要があることから、令和4年10月1日より支給対象期間の延長等（※）の制度の拡充を行ったところです。  
※・支給対象期間の延長（1年→2年）
  - ・支給対象労働者数の上限撤廃（出向元について500人の上限を撤廃）
  - ・出向復帰後の訓練に対する助成の創設

### 【総括・評価】

コロナ禍において雇用調整助成金の特例措置を実施していただいたことに感謝しつつ、業界の立場からすれば本当にコロナ禍が終わるのか不安があるのも理解して欲しい。令和5年4月以降、コロナの悪影響が残る場合には特例措置を柔軟に対応していただきたい。

産業雇用安定助成金について、支給対象期間の延長や復帰後の訓練に対する助成などを評価したい。

### 要望事項2 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）の制度の給付金額の増額と支給期間の延長をお願いします

#### 回答 厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課

1. 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者や障害者など就職が特に困難な者の就職機会の增大を図るため、これらの者をハローワークなどの紹介で雇い入れる事業主に対して助成する制度です。
2. 令和5年度予算要求においては、高齢者雇用の進展等を踏まえて、65歳以上の高齢者を対象とする生涯現役コースは、60歳～64歳の高齢者を対象とする特定就職困難者コースに統合することとしています。
3. また、この助成金については、令和4年度第2次補正予算において、未経験職種への転職を希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成※1を行ったうえ

で、賃金引上げ※2を行う事業主に対して、通常の1.5倍を助成する新メニューを創設（令和4年12月2日施行）したところ。新メニューは、65歳以上の高齢者についても、対象労働者となっており、令和5年度も実施予定となっています。

※1 50時間以上の訓練などが対象

※2 雇い入れから3年内に5%以上の賃金引き上げ

### 【総括・評価】

ビルメンテナンス業界は積極的に高齢者雇用の受け皿となっている。生涯現役コースが特定就職困難者コースと統合され60歳からとなり、人材育成訓練を行い、かつ賃上げを行うことにより通常の1.5倍を助成する新メニューについて推移を見守りたい。

### 要望事項3 公共工事の品質確保に関する法律の周知徹底について

昨年と同様に最低制限価格制度、低入札価格調査制度の更なる推進をお願いします。最低制限価格制度については対象を落札率が90%、低入札価格調査制度については対象を1,000万円以上から500万円以上までの拡大と対象業務の範囲を拡大するようお願いします

### 回答 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

- 1 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の実施状況調査結果」（令和4年6月厚生労働省生活衛生課）において、
    - ・国は、「低入札価格調査制度を採用している」という回答の省庁等が100%（14/14）
    - ・都道府県及び指定都市は、「最低制限価格制度、低入札価格調査制度のどちらも採用していない」という回答の自治体は約20%（16/67）
- です。「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、「適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する」としており、引き続き、省庁等及び地方自治体に対して、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を依頼してまいります。

- 2 最低制限価格制度の最低制限価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、調査方法等について、全国ビルメンテナンス協会と相談させていただき、公共工事を参考にして、まずは、ビルメンテナンス業務における諸経費、企業として継続するために必要な経費等の把握に取り組み、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を担当する職員のためのマニュアルを作成できないか検討します。

(参考) 公共工事では、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」において、諸経費動向調査の結果に基づき、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮して、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を決定しており、同モデルにより、調査基準価格を予定価格の 75~92% の範囲内で設定（計算式：（直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.90 + 現場管理費 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.68）× 消費税）することとしている。地方自治体には、調査基準価格又は最低制限価格について、同モデルを踏まえるように要請している。

- 3 低入札価格調査制度の対象については、ビルメンテナンス業務に限らず、予算決算及び会計令により、国では予定価格が 1000 万円を超える契約とされています。また、予算決算及び会計令により、国では最低価格の入札者を落札者としない場合の手続として、調査を行わなければならないこととされています。

(参考)

- ・予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）  
(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)  
第八十四条 会計法第二十九条の六第一項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が一千万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して一千万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。  
第八十六条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

### 【総括・評価】

要望を受け、関係各所に調査を実施し、実態を把握するよう努めていただき、また発注関係事務担当者へのマニュアル作成を検討していただいていることは前

向きな姿勢であり評価をしたい。しかしながら、ビルメンテナンス業務が品確法の対象になっていながら、算定基準等、公共工事と同様の手続きを踏まえていない実情も散見されることから、議員連盟としても引き続き働きかけを行うとともに、勉強会においても主要テーマのひとつとして議論を重ねていきたい。

**要望事項 4 最低賃金の引き上げ、各種資材の高騰や原材料価格、電力等のエネルギー価格の高騰に伴い、年度途中であっても契約金額の変更ができるよう、お願いします**

**回答 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課**

- 1 昨年 11 月 17 日の「これからビルメンテナンス業のあり方を考える勉強会（第 2 回）」におけるご指導を踏まえ、昨年 11 月 30 日に、「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）」（厚生労働省生活衛生課長通知）を地方自治体や各省庁に発出し、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するよう依頼しました。
- 2 この通知を踏まえ、全国ビルメンテナンス協会から各都道府県ビルメンテナンス協会及び各会員あてに、年度途中での契約金額の変更を求める活動を行うようお願いしたところと承知しており、引き続き、業界団体と連携して取り組んでまいります。

**（参考）11 月 30 日の発出通知**

- ① 各都道府県契約担当課長あて厚生労働省生活衛生課長通知「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）」
  - ② 各都道府県会計管理者等あて総務省自治行政局行政課長通知「最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について（通知）」
- ※ 別添として、総務省自治行政局行政課長あて厚生労働省生活衛生課長通知
- ③ 各省庁契約担当課長あて厚生労働省生活衛生課長通知「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価高

騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）】

（参考）「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

- ・また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。

#### 【総括・評価】

ビルメンテナンス業界は、経費における人件費の割合が非常に高く、また人件費単価を安く抑えられているため、最低賃金の大幅な上昇が経営に大きく影響してしまう。

今回、最低賃金の引き上げや資材費の高騰への対応として、11月30日に各都道府県契約担当課長あて厚生労働省生活衛生課長通知および総務省自治行政局行政課長通知を発出していただいたことを高く評価したい。

#### 要望事項5 障害者雇用への支援策について

昨年の要望と同様に国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いします

#### 回答 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

- 1 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、競争参加資格として考慮する項目に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の障害者雇用率を達成していること」を追加することを検討します。

（参考）「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

- ・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けていること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを考慮することも考えられる。

### 【総括・評価】

ガイドラインの中の、競争参加資格として考慮する項目に「障害者雇用率を達成していること」を書き加える検討を行っていただきたいことは大いに評価をしたい。引き続き現場の実情を踏まえ、障害者雇用制度の理解促進が真に図られるような方策を、議員連盟としても考えていきたい。

**要望事項 6 環境配慮契約法における国等の義務の徹底と、環境省事業「エコチューニング」のインセンティブの設定など、強力な推進をお願いします。**

**回答 環境省 大臣官房環境経済課**

環境配慮契約については、国・独立行政法人については努力義務ではあるものの、ご指摘のとおり実施率の向上が必要だと考えております。今後、各発注者が環境配慮契約に取り組みやすいよう、有効な事例の収集・情報共有を行って参りたいと考えております。

また、エコチューニングは非常に効果的な手段であると考えており、これまでも環境配慮契約法の解説資料で、エコチューニングを活用する場合の省エネ効果、技術者資格認定及び事業者認定等の紹介等を行って参りました。加えて、昨年度より建築物専門委員会を設置し、環境配慮契約法基本方針の見直しについて議論を行い、建築物の維持管理に係る契約に当たってはエコチューニング等を活用する旨、新たに記載した基本方針見直し案を作成し、改定に向け手続きを進めているところです。

引き続きエコチューニングの活用も含め環境配慮契約の推進に取り組んで参ります。

### 【総括・評価】

環境配慮契約法基本方針の見直しが行われ、エコチューニングを活用するよう改定が進んでいることは大いに評価したい。一方でいくら改定が行われても実際の導入が進まなければ紙に描いた餅に過ぎず、着実に実施率が向上するよう推進をお願いしたい。

**要望事項 7****役務業務作業員の法的権利の保護とあり方について**

第1回を4月7日に開催し、第2回を11月17日に開催した、ビルメンテナンス議員連盟の先生方との勉強会のさらなる推進をお願いします

**【報告】****ビルメンテナンス議員連盟「これからのビルメンテナンス業界のあり方に関する勉強会」座長 稲田朋美**

昨年の総会における要望を踏まえ、議連有志で「これからのビルメンテナンス業界のあり方に関する勉強会」を立ち上げ、計2回の勉強会を開催しました。

4月7日の勉強会においては、多数の協会役員の方々並びに6名の国会議員の出席のもと「役務業務労働者の法的権利の保護」を主要テーマに、法的・社会的な位置付けの確認、実際の現場での状況や実態などを、写真や図式を踏まえながら分かり易く解説をいただき、議論を深めることができました。

11月17日の勉強会においては、協会役員並びに5名の国会議員のほか、厚生労働省・国土交通省の方々にも出席をいただき、「入札制度」を主要テーマに、先進的とされる入札案件の具体例を考察するとともに、国が発出するガイドラインの文言や具体的効力を解説していただきました。

**【回答並びに総括・評価】**

計2回の勉強会を通じ、ビルメンテナンス業界の実情並びに様々な課題を知ることができ、大変に有意義な勉強会であったと大いに評価をしたい。今後も継続して勉強会を開催するとともに、勉強会の内容や参加者の拡大も考え、より充実した勉強会が実施できるよう努めていきたい。

**要望事項 8****デジタル原則に照らした規制の一括見直しに伴う、建築物衛生法に基づく都道府県知事登録事業者データベースの構築・公開等をお願いします****回答 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課**

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）  
第12条の2に基づく建築物の衛生的環境の確保に関する事業の登録については、都道府県知事が行うものです。
- 2 登録業者のデータベースについては、例えば、「中立・公平な立場の関係団

体において、登録業者に対して、フォーマットを示して、登録業者の情報の提供を依頼し、提供された登録業者の情報を全国的に公開する仕組み」などが構築できないか、関係者と相談・調整を行いたいと考えています。

- 3 なお、登録事務や立入検査等については、中立・公平な立場で行う必要があるものと考えています。

#### 【総括・評価】

建築物衛生法に関する法律に適合している事業者の公開は、法律に則った運営をしている発注元、発注先の双方にとって利益となる。厚生労働省には登録事業者のデータベースの構築及び公開をお願いしたい。ビルメンテナンス協会も公平な立場でどのようなことが協力できるのか提案して欲しい。